

北九州市 循環型社会形成推進基本計画

概要版



北九州市

(平成23年8月策定)

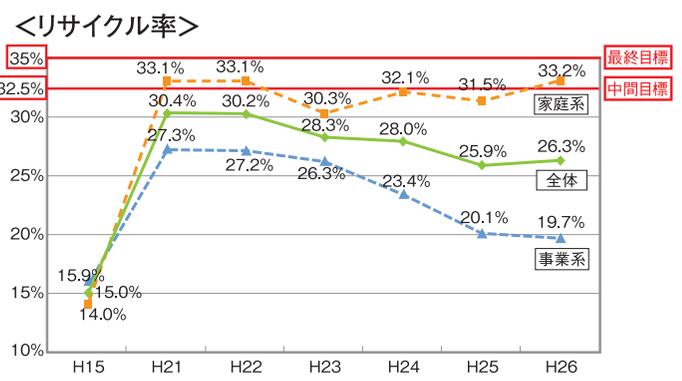
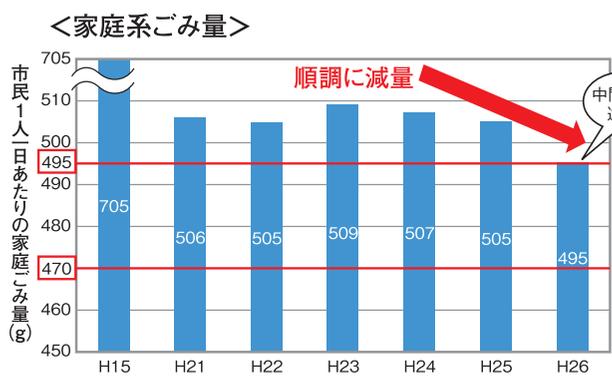
(平成28年8月改定)

取組みの方向性

1 最適な「地域循環圏」の構築

(1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

市民1人一日あたりの家庭ごみ量は、中間目標を1年前倒して達成しており、市民の皆様のご協力により、順調に減量しています。しかし、家庭ごみの中には、雑がみをはじめとする古紙や、プラスチック製容器包装など、まだリサイクル可能なものが含まれています。計画目標の達成に向け、まずごみの発生を抑制(リデュース)し、次いで再使用(リユース)、リサイクルの順に取組む必要があります。

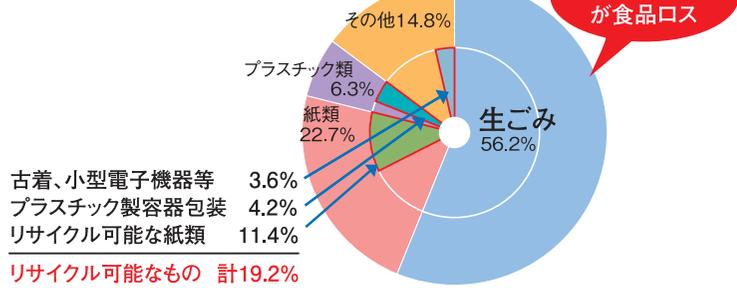


家庭ごみにはリサイクルできるものが20%も含まれています。

最終目標の470gに向けて、引き続きご協力をお願いします。



<家庭ごみの組成 (H26)>



【主な取組みの方向性】

①ごみ減量

○「使い切り・食べ切り・水切り」の3切り運動の推進等、家庭ごみの約半分を占める食品廃棄物の減量を進めます。

②分別・リサイクルの推進

- 古紙リサイクルを推進するため、集団資源回収を支援し、雑がみについて更なる周知を行います。
- 古紙分別の成果が市民に戻る形で伝わる再生トイレットペーパー「えこっパー」の普及を図ります。
- プラスチック製容器包装の分別協力量向上に向けて、効果的な周知等を行います。
- 小型電子機器の分別・リサイクルを推進し、貴金属等を回収する高度なリサイクル体制の整備に努めます。
- 古着の分別・リサイクル事業を推進し、市民から回収した古着を近隣の自動車産業で活用する本市を中核とした地域循環圏を構築します。

※地域循環圏
地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模での循環を形成するため、資源はできるだけ地域で循環させ、それが難しい場合は循環の環を広げていくという考え方



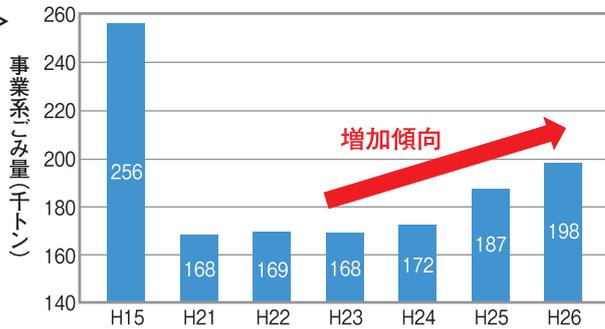
【古着の分別・リサイクル事業】



(2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

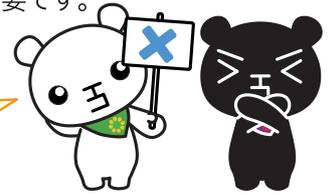
事業系ごみは、平成16年度に行った抜本的な取組みにより、減量化・資源化が進みましたが、近年はごみ量が増加傾向に転じています。他都市との比較でも、特にごみ量が多い状況を踏まえ、効果的な減量化・資源化の対策が必要です。

<事業系ごみ量>



※「事業系ごみ」とは、主に市内の事業所から市の焼却工場に搬入されているごみ(一般廃棄物)です。

政令指定都市の中でも
事業系ごみが
特に多いんだね。

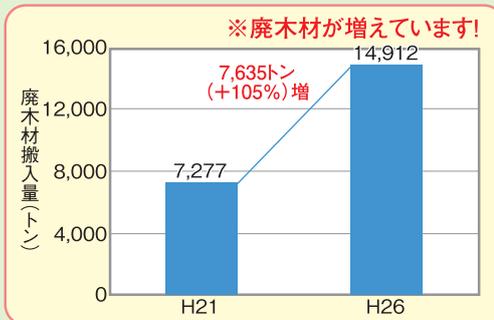


<事業系ごみ量の政令指定都市比較(H26)>

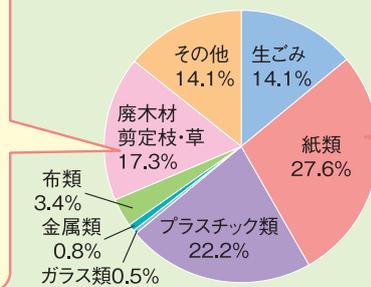
	北九州市	政令市平均
事業系ごみ総量	198,443トン	165,646トン
1事業所あたりのごみ量	4.6トン	2.8トン

事業系ごみの現状

- 焼却工場には、搬入禁止となっているリサイクル可能な古紙や廃木材が多く搬入されています。
- 焼却工場の受入ルールを知らない事業者が2割存在し、啓発が必要です。



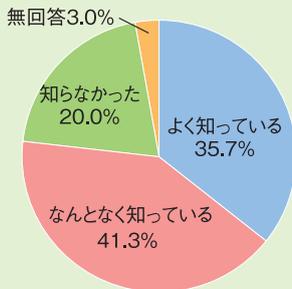
<焼却される事業系ごみの内訳>



紙類のうち、リサイクル可能なもの

種別	組成率	重量
雑がみ	11.3%	17,584トン
段ボール	6.7%	10,381トン
新聞・雑誌	2.8%	4,316トン
紙パック	0.6%	868トン
合計	21.4%	33,149トン

<焼却工場の受入ルールの認知度>



<焼却工場の受入ルール>

- リサイクル可能な古紙、廃木材の搬入禁止
 - ・工場搬入には、リサイクル業者が発行する「リサイクル不可証明書」が必要
- 産業廃棄物は受入不可
 - ・かん・びん・ペットボトル等、プラスチック類、ガラス類、金属類などは搬入禁止
 - ・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さは、市と協議の上、搬入可能

【主な取組みの方向性】

①事業系ごみ処理の適正化(広報・指導)

- ごみ減量化・資源化と適正処理の確保に向け、マニュアルや説明会などによる効果的な情報提供を行います。
- 焼却工場に搬入されるごみのチェック体制を強化します。
- 事業系ごみが家庭ごみステーションに出されないよう指導を徹底します。

②ごみ減量・リサイクル

- 事業所の制服・作業着などのリサイクルを推進します。
- 食品ロス削減に向けて、啓発を強化するとともに、民間リサイクルの取組み支援により、食品廃棄物の減量化・資源化を推進します。

事業系ごみが増加している状況を踏まえ、減量化・資源化の取組みを強化しながら、必要に応じて、適正な処理手数料のあり方を検討します。

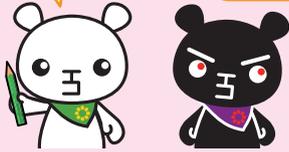
食品廃棄物対策(家庭系・事業系)

食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品廃棄物の減量化・資源化に取り組めます。



まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」というんだ。

「もったいない」の気持ちを大切に。



食べものの「もったいない」をなくすために残しま宣言

外食時には…

- ① 食べ切ることができる量を注文します!
- ② 宴会時に食べ切りを声かけします!
- ③ グループ間で料理をシェアします!
- ④ 食事を楽しむ時間をつくります!
※宴会時や会食時には、開始後30分、終了前10分など
- ⑤ 注文した料理は食べ切ります!

家庭では…

- ① 必要以上に買すぎません!
- ② 買った食材は使い切ります!
- ③ 作った料理は食べ切ります!
- ④ 生ごみを捨てる時は水を切ります!
- ⑤ 賞味期限と消費期限の違いを理解します!

【主な取組みの方向性】

①食品ロス対策

- 啓発の推進や食育・学校教育との連携を強化し、家庭の消費行動における意識変革を促します。
- 事業者へ食品ロスに関する現状や問題点の周知を図り、食品ロスの削減を図るよう啓発を推進します。
- 食べものの「もったいない」をなくすための、「残しま宣言」運動を推進します。

②食品リサイクル

- 生ごみコンポストアドバイザーの育成や生ごみ堆肥の用途拡大等、地域や家庭での生ごみ資源化を推進します。
- 民間リサイクル事業の取組みを支援し、食品のリサイクルループの形成を推進します。

(3)ごみ処理施設の今後のあり方/ごみ処理の広域連携

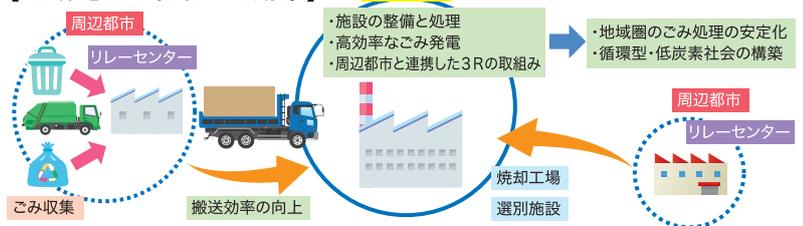
家庭ごみ及び事業系ごみを適正に処理・リサイクルするため、ごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要です。その際には大規模災害への対応、温室効果ガスの排出削減、広域処理などの視点も含めて検討することが重要です。

また、循環型社会・低炭素社会のさらなる推進、地域の安定的・効率的な処理体制の構築に向け、広域的な取組みの必要性がさらに高まっています。

【処理施設の状況】

	所在地	処理能力	稼働年	使用年限
日明工場	小倉北区	600トン/日	H3	H36頃
皇后崎工場	八幡西区	810トン/日	H10	H39頃
新門司工場	門司区	720トン/日	H19	H38頃

【広域処理の仕組みと効果】



【主な取組みの方向性】

①焼却工場

- 将来にわたってごみを安定的に処理するため、広域処理を視野に入れ、日明工場の施設更新計画を進めます。
- 新門司・皇后崎工場については、使用年限の到来を見据え、安定的・効率的なごみ処理のために最適な工場体制のあり方を引き続き検討します。

②最終処分場

- 既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めます。

③ごみ処理の広域連携

- 新たな都市間連携「北九州都市圏域」に基づく取組みとして、現在の広域処理を引き続き実施します。

④災害廃棄物対策

- 災害廃棄物処理計画を策定し、周辺市町村等と相互協力協定の締結を進めます。



(4) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進／適正処理と安全・安心の確保

【主な取組みの方向性】

- 産業廃棄物の適正処理を推進するため、優れた排出事業者と処理業者を認定する取組みを推進します。
- 災害廃棄物処理計画の策定において、工業都市である本市の特性を踏まえ、有害性・危険性のある災害廃棄物について、あらかじめ所在等を把握し、適切な処理方法を検討します。
- 「水俣条約」の発効に向け、水銀廃棄物の処理などに適切に対応します。PCB廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進します。

2 低炭素社会、自然共生社会への貢献

廃棄物をめぐる問題は、私たちの身近な生活環境に関わる問題であるとともに、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模の環境問題につながっており、今後の社会経済状況の動向を見据えながら、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会づくりの取組みを統合的に進める必要があります。

【主な取組みの方向性】



① 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進

- 太陽光パネルや次世代自動車等、低炭素社会の進行に伴って発生する廃棄物の処理体制の構築や、生ごみ・間伐材等のバイオマス資源の活用と里地里山の保全との連携等により、循環型・低炭素・自然共生社会づくりの取組みを統合的に推進します。

② 環境教育、普及啓発の充実

- 産学官民の連携により、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。
- 不法投棄の未然防止・早期発見に努めるとともに、漂着廃棄物への注意喚起を行います。
- ごみ出しルールの徹底を図るため、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の4つの視点から具体的な施策に取り組んでいきます。



【太陽光パネルのリサイクル】



【適切に管理されたごみステーション】

3 環境国際協力・ビジネスの推進

【主な取組みの方向性】

- 技術開発支援や社会システムの整備を通じ、環境産業の競争力の強化を図ります。
- アジア低炭素化センターを中核とし、アジア諸都市とのネットワークと本市の公害克服の経験・技術・ノウハウを体系的に整理した「北九州モデル」を活用し、諸都市のニーズに応じ環境に配慮したまちづくり計画の策定支援やパッケージ型インフラ輸出の促進を図り、アジアのグリーン成長と市内企業の活性化に貢献します。

計画の推進



- 本計画が、市民、事業者、NPO、行政の共通の目標・指針として浸透するよう、周知・啓発に努めます。
- 計画の進捗及び成果について、点検・評価を行い、施策の改善につなげます。

計画の構成

基本理念

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協調的に

目標

	《 一般廃棄物 》	
	中間目標	目標
◆市民1人一日あたりの家庭ごみ量		
平成21年度:506g ⇒ 平成26年度:495g ⇒	(平成27年度:495g以下)	⇒ 平成32年度:470g以下
◆リサイクル率		
平成21年度:30.4% ⇒ 平成26年度:26.3% ⇒	(平成27年度:32.5%以上)	⇒ 平成32年度:35%以上
◆一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量		
平成21年度:122千トン⇒平成26年度:105千トン⇒	(平成27年度:115千トン以下)	⇒ 平成32年度:100千トン以下

《 産業廃棄物 》

◆本市の産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分量の削減

計画の視点

- ① 循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、ものづくりのまちとしての地域特性を活かした「最適な『地域循環圏』の構築」
- ② 循環型の取組みをさらに推進し、低炭素、自然共生の取組みを加えた「低炭素社会、自然共生社会への貢献」
- ③ 本市に蓄積するごみ処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用した「環境国際協力・ビジネスの推進」

取組みの方向性

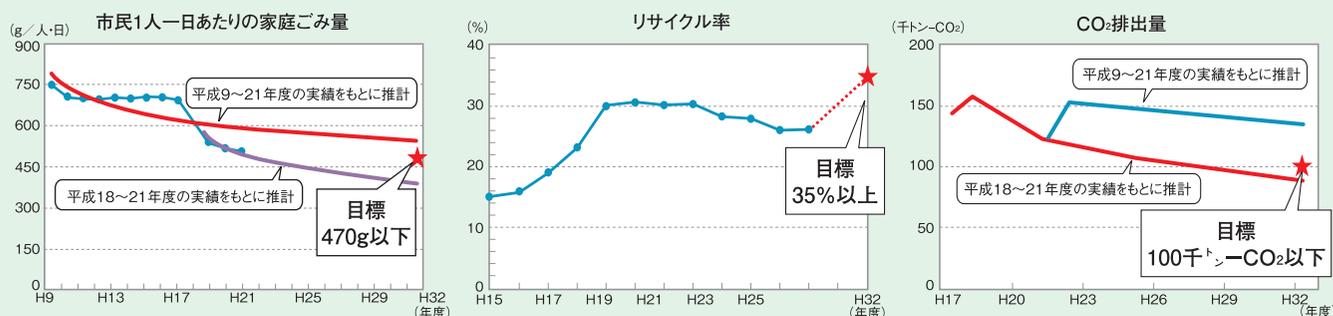
1. 最適な『地域循環圏』の構築

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進 | (4) ごみ処理の広域連携 |
| (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進 | (5) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進 |
| (3) ごみ処理施設の今後のあり方 | (6) 適正処理と安全・安心の確保 |

3. 環境国際協力・ビジネスの推進

- (1) 環境産業の創出・育成・支援
- (2) 環境分野における技術開発の促進
- (3) 産業の環境化

3 R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指します。



《生活排水》

◆生活排水処理率 平成21年度:99.2% ⇒ (平成27年度:99.4%以上) ⇒ 平成32年度:99.5%以上

関係者に期待される役割

<市民>

- ライフスタイルの見直しなどの推進
- 環境学習、環境保全活動への参加・協力

<NPO等>

- 「集団回収」等の積極的な取り組み
- 各主体の連携・協働のつなぎ手
- 環境学習、ソーシャルビジネス等の実施



<事業者>

- 事業者として社会的責任を果たす
- 情報公開等を一層推進する

<行政>

- コーディネータとして各主体の行動の促進
- 地域特性に応じた取組みの実施
- 持続可能な取組みの率先

2. 低炭素社会、自然共生社会への貢献

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進 | (4) 不法投棄防止対策 |
| (2) 環境教育、普及啓発の充実 | (5) 海岸漂着物等の処理 |
| (3) ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上 | (6) まち美化対策の強化 |
| | (7) 生活排水の適正な処理 |

- (4) 環境国際協力・環境国際ビジネスの促進
- (5) 事業活動における循環利用の推進
- (6) 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進



計画の概要

1 計画改定の趣旨

北九州市では、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型社会」に向けた取組みに「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す本計画を平成23年に策定しました。そして、計画策定後の経済社会状況の動向や、廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、平成28年に計画の改定を行いました。

2 他の計画等との関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の「部門別計画」です。

3 計画期間 平成23年度から平成32年度の10年間



<主な改定のポイント>

(1)ごみの減量化・資源化の推進

- 家庭系のごみについて、食品廃棄物対策や、古着リサイクルの推進等に、重点的に取り組めます。
- 増加傾向にある事業系ごみについて、事業者への周知啓発等の取組みを強化しながら、必要に応じて適正な手数料のあり方を検討します。
- 食品リサイクル法の見直しを受けて、食品ロス削減に向けた取組みを行います。

(2)ごみ処理施設の今後のあり方・ごみ処理の広域連携

- 安定的・効率的なごみ処理の確保、災害への対応等の視点から、最適な焼却工場体制のあり方を検討します。
- 「北九州都市圏域」という新たな広域連携の枠組みで、他都市ごみの受入処理を行います。

(3)適正処理と安全・安心の確保

- 無許可業者対策、災害廃棄物や、水銀・PCBを含む廃棄物の適正処理を推進します。

(4)低炭素・自然共生社会への貢献

- 太陽光パネル等、低炭素社会の進行に伴い発生する廃棄物の処理体制や、生ごみ・間伐材等のバイオマス資源の活用等により、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの取組みを統合的に推進します。
- 産学官民の連携により、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

(5)環境国際協力・ビジネスの推進

- 本市に蓄積する技術や人材等を活用して、さらなる環境産業の推進を図るとともに、「アジア低炭素化センター」を中核とした環境の国際的取組みを推進します。

編集・発行

北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL:093-582-2187 FAX:093-582-2196

E-mail:kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

